

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を公布する。

令和6年3月6日

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市条例第14号

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

（この条例の目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、令和5年尼崎市告示第577号に定める道意町7丁目中地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（建築物の用途）

第2条 適用区域内においては、法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を聴かなければならない。

（壁面の位置の制限）

第3条 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）は、地区計画に定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものの外壁等については、この限りでない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの
(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における第2条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が適用区域内に属するときは当該敷地の全部について同項の規定を適用し、当該敷地の過半が適用区域外に属するときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。